

高齢者に対する補聴器購入費助成をおこないます

【加齢による軽度・中等度難聴者対象】

真岡市では、加齢により耳が聞こえにくく、日常生活に不便を感じている非課税世帯の高齢者に対し、補聴器購入費用を助成します。事前に、制度の説明と対象要件の確認を行った上で申請書をお渡ししますので、ご連絡またはご来庁ください。

対象要件

下記全ての条件を満たしている方

- 真岡市に住民登録がある方
- 65歳以上の方
- 住民税非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない方
- 耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める医師意見書の交付が受けられる方
- 過去にこの助成金を受けていない方

助成金額

補聴器本体1台分（片耳のみ）の購入費用に対し、上限 50,000円
※両耳の場合でも1台分（片耳分）のみ助成となります

注意事項

- ・助成の申請後、市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。
- ・助成を受けられるのは、一人1回限りです（5万円に満たない場合でも残額の再申請は不可）
- ・修理代、文書料（交付料）、診察料（受診料）は対象になりません（自己負担）
- ・医師意見書を取得するため、耳鼻科を受診された際に、「補聴器購入より先に治療した方が良い」「障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合は、医師の指示に従ってください。
- ・補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整（フィッティング）が必要です。また、あわない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。そのため、真岡市の助成制度では、専門知識・技能を持った専門業者（認定補聴器専門店や認定補聴器技能者が在籍する店舗）からの購入したものに限ります。
- ・補聴器は高額なものです。消費トラブルも報告されているため、国民生活センターや消費者庁のホームページをご覧ください。医師や家族と相談の上、購入してください。
「補聴器 消費者トラブル」で検索！！

【お問い合わせ先】

真岡市 高齢福祉課 高齢者福祉係 真岡市役所1F 電話 0285-83-8195 FAX 0285-83-8554

手続きの流れ

※⑤の決定前に購入したものは、助成対象外になります。

① 市【高齢福祉課・二宮支所】に相談し申請書をもらう



② 耳鼻咽喉科を受診し医師意見書を記入してもらう



③ 認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍している店舗で補聴器のお試しを行う
→ 見積書を作成してもらう（補聴器の金額及び型番がわかる書類）



④ 市に下記必要書類を提出

* 必要書類： 1. 購入費助成申請書
2. 医師意見書
3. 見積書

※医師意見書と見積書は、3ヶ月以内に発行されたものを提出してください



⑤ 市で内容審査後、決定通知書・購入費助成請求書が送付される



⑥ 決定通知書を確認し、決定通知日から3ヶ月以内に補聴器を購入する



⑦ 補聴器を購入したら、下記必要書類を市に提出する

* 必要書類： 1. 購入費助成請求書
2. 領収書（購入した補聴器の型番がわかる書類）
3. 交付決定通知書の写し